

野生ニホンザルの実験利用を巡る状況に関する報告

日本生理学会動物実験に関する委員会

このたび環境省より、「第9次鳥獣保護事業計画の基準」(第9次基準)が告示(2001年1月23日)された。また同省は「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル・ニホンザル編」(マニュアル)を新たに作成し、ほぼ同時期に各地方自治体に配布した。これらはともに各地方自治体が鳥獣保護事業を行う際の基準を国が示すものであり、野生ニホンザルの取り扱いもその中で規定されている。上記「第9次基準」と「マニュアル」の策定過程で昨年示された環境庁(省)原案には、野生ニホンザルを用いた研究を著しく制限あるいは阻害する内容が含まれていた。このため日本生理学会は動物実験委員会を中心に検討を重ね、意見書(3種、参考資料1-3)を環境庁に提出するとともに、日本神経科学学会や国立大学医学部長会議とも連携し、重大な関心を持ってこの推移を見守ってきた。本学会が問題としてきた環境庁原案の文面(「第9次基準」の原文は参考資料3の該当部分文章に、「マニュアル」の原文は参考資料2の原文の項にそれぞれ掲載されている)とその意味する所は、下に添付する意見書に記されているので参考にして頂きたい。

最終発表された「第9次基準」は環境庁原案通り決定され、また「マニュアル」の該当箇所は参考資料4のように修正加筆されたが、文章的には本学会の意見は反映されていない。しかし公表された環境庁の補足説明的文書「第9次鳥獣保護事業計画の基準(案):パブリックコメント手続きにより提出された意見への対応」には、“当該記述は捕獲物の学術研究全般の利用を推奨するものではないが、全面的に否定しているものでもない”と明記されている。この文章は環境省の現在の姿勢そのものを表しており、(有害駆除された)野生ニホンザルの実験使用は適正な手続きのもとであれば、環境省としては禁止するものではないと

いうことである。これは、本学会等の働きかけの一定の成果とも考えられる。

しかし、「第9次基準」に盛り込まれた“捕獲物の処理方法については、捕獲許可の際に予定等をあきらかとするよう指導する”の文言は野生捕獲サルの有効利用を実効的に制限するものである。またマスコミで報道された実験用ニホンザルの供給体制の問題もあり、ニホンザルを用いた研究にとって、現在は非常に困難な時期になっている。問題は今も流動的かつ微妙で予断を許さない状況にある。動物実験委員会としては、本学会が最善の対応をなし得るよう、関連学会とも連携し対策を練っているが、学会員諸氏におかれまして、本重要問題に対するご支援をお願いするとともに、ご意見等を委員会宛てにお寄せ下さるようお願いいたします。

参考資料1:平成12年10月18日に提出した日本生理学会の意見書

第9次鳥獣保護事業計画の基準策定にあたり、日本生理学会として、以下の意見を申し述べ、要望いたします。

動物実験の必要性

動物を用いた研究は医学、生命科学の発展にとって不可欠であり、ワクチン、医薬品、外科手術など様々な医療の方法に動物実験に基づかないものはほとんどないといっても過言ではありません。今後とも、癌や神経変性疾患など治療困難な多くの病気の病因を解明し、治療並びに予防の方法を確立するために、動物実験を欠くことはできません。人体を対象とする医学研究も倫理に即して行われることがあります。その場合でも、ヘルシンキ宣言は「人間を対象にした医学研究は十

分な動物実験に基づいていなければならない」と求めています。動物愛護の視点から、研究には動物を使わず、培養細胞やコンピューター・シミュレーションを用いる代替法によるべきだという意見があります。研究によってはある程度それが可能な場合もありますが、生きた状態での細胞や器官や個体に代わるものが存在しない現在、どうしても動物を用いずには研究はできません。

実験動物としてのサル

研究に使われる動物はその目的に応じて適切な種類が選ばれますが、本「鳥獣保護事業計画の基準」が対象とする「サル」は、系統発生的にヒトに近く身体の機能・構造が似ているため、医学、生命科学の研究にきわめて重要な役割を果たしています。ポリオ（小児麻痺）ワクチンの福音をはじめ、エイズなど感染症の解明やワクチン、治療薬の開発にサルを用いた研究が大いに役立っていますし、その他、心臓病等の難治疾患、アルツハイマー病やパーキンソン病に代表される神経難病など、多くの未解明の病気の研究に用いられています。とくに、サルはヒトに近く脳がよく発達しているため、認知、言語、思考など高次脳機能を解明するための実験動物として最適であり、また、痴呆など高次脳機能の障害を引き起こす神経疾患や精神病の解明、治療・予防法の確立に不可欠であります。

捕獲野生動物の研究利用

現在、我が国では、実験動物のうちマウス、ラット、モルモット、ウサギなどの小動物は繁殖を手がける実験動物業者から供給されていますが、サルの場合は、これに類する供給路はなく、主に有害鳥獣として捕獲され殺処分されるもののごく一部や動物園等の施設から払い下げられたものが研究に用いられています。私どもはこの方式を貴重な生物資源を有効に利用するものとして高く評価します。一方で、捕獲された動物はすべて殺処分し、研究には繁殖、飼育した動物を使用すべきであるという意見もあります。しかし、1) サルの繁殖・飼育には広大な土地、施設、人件費等に莫大な費用を要する、2) そうして供給されるサルはきわめて高価になり、研究者の費用負担を困

難にするとともに、研究費の浪費になる、3) 限られた生物資源を有効に利用するという哲学に反する、4) 捕獲・殺処分されるサルと実験用に飼育されたサルの両方、すなわち結果的により多くのサルを死なすことになり、動物愛護の原則に反し、実験に用いる動物を最少限に止めようとする研究者の努力を空しくさせる、等の理由から、私どもはこの意見を到底容認できません。野生のサルは雑種であるため研究に向かないという意見も耳にしますが、これも一般的な根拠はありません。もちろん研究の目的によっては純系動物を用いることが必要ですが、現在行われているサルの実験で純系であることを必要とするものはほとんど無いと思われまます。第一、純系のサルを作り維持すること自体、現実には不可能に近いことであります。また、臨床応用の観点からは、対象であるヒトは遺伝的に多様な雑種であるため、純系で得られた成果の方が価値が高いとは言えず、むしろ雑種の動物を使うことのメリットすら論じられています。

現実の問題

我が国のサルを用いている研究者の大多数が捕獲されたニホンザルに依存している現実を考えると、この供給ルートは確実かつ健全に維持されねばなりません。さもなければ、サルを用いた研究の重要性が世界的に高まっており、またサルを用いた脳の研究では日本はトップレベルにある中で、研究を中止せざるを得ない研究者が続出し、我が国のその分野の研究の衰退を招きます。サルを用いる研究は多くの技術と経験と知恵を必要とし、研究者の育成にも長年を要しますので、研究中止の影響は10～20年以上に及び、その損失は計り知れません。

環境問題、動物倫理

研究に用いられるサルは有害としてすでに捕獲されたもののごく一部であり、したがってそれを研究に利用することは生態系には全く影響を及ぼしません。

野生動物であれ、飼育された動物であれ、人道的に扱うべきことに変わりないことは言うまでもありません。動物を用いる研究はすべて動物愛護

法、動物実験に関する総理府指針および文部省通知に則り、各大学等研究機関が設ける動物実験委員会および動物実験指針の管理のもとに人道的に実施されており、実験方法に問題ないか、最小限の数で行われるかがチェックされています。私ども日本生理学会においても、早くから動物実験指針を定め、人道的動物実験の徹底に努めているところであります。

以上の理由により、有害獣として捕獲されたサルが広く学術研究に利用されるよう、またそれが促進されるよう、ご配慮下さいますことを切に要望いたします。具体的には、第9次鳥獣保護事業計画においては以下の文言改定を要望します。

(現行) 第8次鳥獣保護事業

第4有害鳥獣の駆除に関する事項

2有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定

(1) 基本的考え方

[4] 捕獲物の処理等

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

(改定案)

第4有害鳥獣の駆除に関する事項

2有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定

(1) 基本的考え方

[4] 捕獲物の処理等

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、学術研究、野生鳥獣の保護管理、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

平成12年10月16日

日本生理学会代表庶務幹事

本郷利憲

参考資料2：平成12年10月27日に環境庁に提出した日本生理学会の意見書

環境庁自然保護局野生生物課鳥獣保護業務室 担当者殿

「特定鳥獣保護管理技術マニュアル(ニホンザル)」における捕獲された個体の取り扱いについての記述に関して、別紙の通り意見を申し述べ、要望いたします。

平成12年10月25日

日本生理学会庶務幹事

本郷利憲

「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(ニホンザル)」の記述に対する意見

1. 原文を以下のように改定する。

(原文)

そのほか

- ・ 個体数調整にあたって、捕獲された個体は原則として安楽死させるものとする。また、安楽死の手法について合意形成をはかる必要がある場合には、県の獣医関係部局や獣医師会などと連携する。
- ・ 生け捕りされた個体も含め、捕獲個体は保護管理のためのモニタリングや調査研究に供することが必要である。実験動物として利用する目的で捕獲することは認められていないので、捕獲許可を出す際には周知させること。

(改定案)

そのほか

- ・ 個体数調整にあたって、捕獲された個体は、学術研究等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導し、また保護管理のためのモニタリングや調査研究に供するものとする。
- ・ 捕獲された個体を致死させる場合は安楽死させるものとする。また、安楽死の手法について合意形成をはかる必要がある場合には、県の獣医関係部局や獣医師会などと連携する。

2. 理由

原文と関連諸法規との整合性

原文には、『鳥獣保護及び狩猟に関する法律』、『第8次鳥獣保護事業計画の基準』および『鳥獣捕獲許可等取扱要領』に必ずしも基づかない記述が存在します。第1に、「個体数調整にあたって、捕獲された個体は原則として安楽死させるものとする」との記述は、上記諸法規の「捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする」という趣旨に反します。第2に、「実験動物として利用する目的で捕獲することは認められていないので、捕獲許可を出す際には周知させること」との記述は、この記述の適用範囲が明示されておらず、捕獲ニホンザルはいっさい実験動物として使用できないとの誤解を与えます。上記関連諸法規が捕獲動物の学術研究への有効利用を求めているのはきわめて適切であると考えますので、当該部分では、学術研究に有効利用するための手引きとなる記述がなさるべきであると考えます。以上の理由により、上記1のとおり、必要な最低限の改定を提案致します。

捕獲ザル学術研究利用の必要性和日本における特殊性

人類の健康と福祉にとって不可欠の動物実験は、さまざまな種類の動物の尊い犠牲の上に成り立っています。中でもサルは、その身体の構造・機能がヒトに近いこと、医学、生命科学の研究にきわめて重要な役割を果たしています。特に、高次脳機能の障害を引き起こす神経疾患、精神病や感染症の病因解明、治療・予防法の確立のために、サルを用いた研究の必要性はますます高まっています。

サルを用いたさまざまな研究分野で、日本は世界をリードし、世界からも大いに期待されています。これは日本が特別に有利な地位にあることに

大きく関係しています。すなわち自国内に野生サルが生息しているという事実です。このような例は欧米先進国にはありません。そのため米国では輸入したサルを用いて、莫大な費用をかけて繁殖施設を維持し、必要な実験用サルの供給を行って来ています。しかしながら、現在では、自国内で繁殖するのでは其の費用がかかりすぎるため、東南アジアで繁殖させてから輸入することが次第に行われるようになって来ています。一方、欧州ではサルの供給体制不足のため、必要な研究が大きく立ち後れています。

我が国でサルを用いている研究者の大多数は、殺処分される捕獲ザルや動物園等の施設から払い下げられたサルを使用しています。世界に誇る貴重な生物資源の有効利用の意味で、この供給ルートは確実かつ健全に維持される必要があります。捕獲ザルを無為に殺す一方、別途犠牲となるサルの飼育繁殖に莫大な国家予算を投入する愚は、納税者を納得させられるものではありません。また、結果的により多くのサルを死なせることは、動物愛護の原則に反し、我々研究者の容認できるものではありません。

我々研究者には、当然ながら、強い倫理的責任が求められます。動物を実験に使う際には最大の注意を払って苦痛を与えないこと、飼育に際しては十分なスペースと食べ物、水を与えること、手術に際しては必要量の麻酔薬を投与し、痛みを起こしていないことを確認することが前提とされています。各施設における動物実験は前もって動物実験委員会に内容を詳細に記載した計画書を提出し、その承認を待って実験を行わなければなりません。また、実験終了後は速やかに安楽死をさせることが求められております。このように、研究者側は各実験者個人としても機関・組織としても、供給された動物の人的扱いに最大の努力を払っていることをよくご理解いただきたいと思えます。

特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(ニホンザル)は都道府県に対し、捕獲ニホンザルの処理方法を具体的に例示・指導する基本文書であると理解します。捕獲物の処理にあたっては、「学術

研究などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導すべき」という「第8次鳥獣保護事業計画の基準」の方針を遵守すべきであると考えます。さらに必要であれば、学術研究に利用する際の都道府県並びに大学等の研究機関が守るべき手続きを明文化して、捕獲動物が適正なルートで学術研究に利用されるよう指導すべきではないでしょうか。それにより、良識ある一般市民の理解と

協力が得られると確信いたします。有害駆除された鳥獣の学術研究への利用の道が断たれることによって我が国の医学・生命科学の研究に支障を来すことのないよう、特に重要な実験動物であるニホンザルの学術利用に十分のご理解とご配慮をお願いいたします。

以上

参考資料3：平成12年11月16日、「第9次基準」に対する国民意見聴取に対して提出した意見書

氏名：日本生理学会(代表者：本郷利憲)

住所：〒113-0033 東京都文京区本郷3-30-10, 布施ビル(4階)

電話番号：03-3815-1624

意見
該当箇所

第4

ページ：15

行：29

該当部分文章：捕獲物の処理方法については、捕獲許可の申請の際に予定等を明らかにするよう指導する。また、捕獲物は鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないように、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の捕獲管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

提出意見

意見内容：人間の健康と福祉のため動物を用いた医学研究は不可欠である。しかるに上記の基準は、捕獲動物(特にサル)の学術研究への利用を過度に規制する事により、我が国の医学・生命科学の研究に支障を来し、国益を損なわせるおそれが高い(理由は別紙)。すなわち、上記文章前段部の実施により、駆除のため捕獲されたサルへの学術利用への道が実際上閉ざされる結果に陥ることが懸念され、後段部は学術研究への利用範囲を狭く限ってしまう。よって以下のように修正することを提案する。

(修正案)

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、学術研究、野生鳥獣の保護管理、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

意見内容の 카테고리：削除修文

理由：

1. 実験動物としてのサルの重要性

「鳥獣保護事業計画の基準」の対象となる有害獣としての「サル」は、医学、生命科学の分野の研究、とくにポリオ（小児麻痺）ワクチンの開発をはじめ、エイズなど感染症の解明やワクチン、治療薬の開発研究に大いに役立って来た。また、心臓病等の難治疾患、アルツハイマー病やパーキンソン病に代表される神経難病など、多くの未解明の病気の研究にも用いられている。とくに、高次神経疾患、精神病などの解明には、ヒトと同じく高度に発達した脳を持つサルでの実験研究が不可欠である。これまでサルを使った研究によって、認知、言語、思考など高次脳機能のメカニズムの解明や、ヒトの脳画像診断の開発が進められている。

2. なぜ捕獲野生サルを実験に使わねばならないか

現在、我が国では、実験動物のうちマウス、ラット、ウサギなどの小動物は繁殖を手がける実験動物業者から供給されているが、サルの場合は、米国などのように、実験用の繁殖・飼育が系統的に行われておらず、小動物の場合のような供給路はない。このため、動物園等の施設から払い下げられたものや、有害獣として捕獲され殺処分されるものの一部が研究に利用され、重要な供給源になっている。

3. サルを使った動物実験の管理

サルを用いた実験研究はすべて動物愛護法、動物実験に関する総理府指針および文部省通知に則り、各大学等研究機関が設ける動物実験委員会および動物実験指針の管理のもとに人道的に実施されており、実験方法に問題ないか、最小限の数で行われるかがチェックされている。日本生理学会においても、早くから動物実験指針を定め、人道的動物実験の徹底に努めている。

4. 我が国におけるサル研究の現状と今回の素案の問題点

上にも述べたように、我が国でのサルを用いた研究の大部分が動物園からの払い下げと有害獣として捕獲されたニホンザルに依存している現実を考えると、この供給ルートは確実かつ健全に維持されねばならない。今回の第9次鳥獣保護事業計画素案、第4の2の項「有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定」において、「捕獲物の処理方法については、申請の際に、明らかにするよう指導する。」が新たに追加されることによって、有害獣として捕獲されたニホンザルを実験に利用する道が實際上阻まれ、現在、世界的にトップレベルにある我が国のサルを用いた研究が諸外国に立ち後れ、その分野の研究の衰退を招くことが大いに危惧される。サルを用いる実験研究は多くの技術と経験と知恵を必要とし、研究者の育成にも長年を要するので、研究の衰退の影響は20年以上に及び、その損失は計り知れない。

参考資料4：最終的に配布された「マニュアル」の該当箇所

その他

- ・ 個体数調整にあたって、捕獲された個体は原則として安楽死させるものとする。また、安楽死の手法について合意形成をはかる必要がある場合には、県の獣医関係部局や獣医師会などと連携する。
- ・ 生け捕りされた個体も含め、捕獲個体は保護管理のためのモニタリングや調査研究に供することが必要である。医学実験等に使用するために学術研究目的で捕獲することは、野生ザルを捕獲しなければならない必要性の観点から認められないこと等に鑑み、捕獲許可を出す際には、捕獲後の処置を明らかにさせ、適正な有効利用であることを確認すること。